

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

19 富山市立大沢野中学校

目 次

1	大沢野中学校いじめ防止基本方針について	1
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	1
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	1
3	いじめ問題への対応について	2
(1)	いじめの防止のための取組	2
(2)	いじめの早期発見のための取組	2
(3)	いじめが起きたときの対応	3
4	重大事態への対処について	9
(1)	重大事態とは	9
(2)	重大事態の対応についての留意事項	9
5	いじめ防止に関するその他の事項	9

1 大沢野中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立大沢野中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「大沢野中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

① 全学年を通してからかいや意地悪な行為等、いじめの前兆となるトラブルが発生する傾向があります。

② 言葉による冷やかしかからかい、かげ口や悪口等のいじめが大半を占めており、次いで、仲間はずれや軽く叩くなどの暴力が発生しています。

(2) 本校の課題

① 全学年を通してからかいや意地悪な行為等、いじめの前兆となるトラブルが発生する傾向があるので、年度始めの段階で集団行動様式、学習ルールや生活ルール等を身に付けさせる必要があります。

② 言葉による冷やかしかからかい、直接の悪口等が原因となつてのトラブルが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ② 望ましい人間関係を築くために、道德教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業展開に努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ④ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ⑤ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ⑥ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 8P 【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休憩時間や放課後の子供の様子、生活ノート等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ② ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

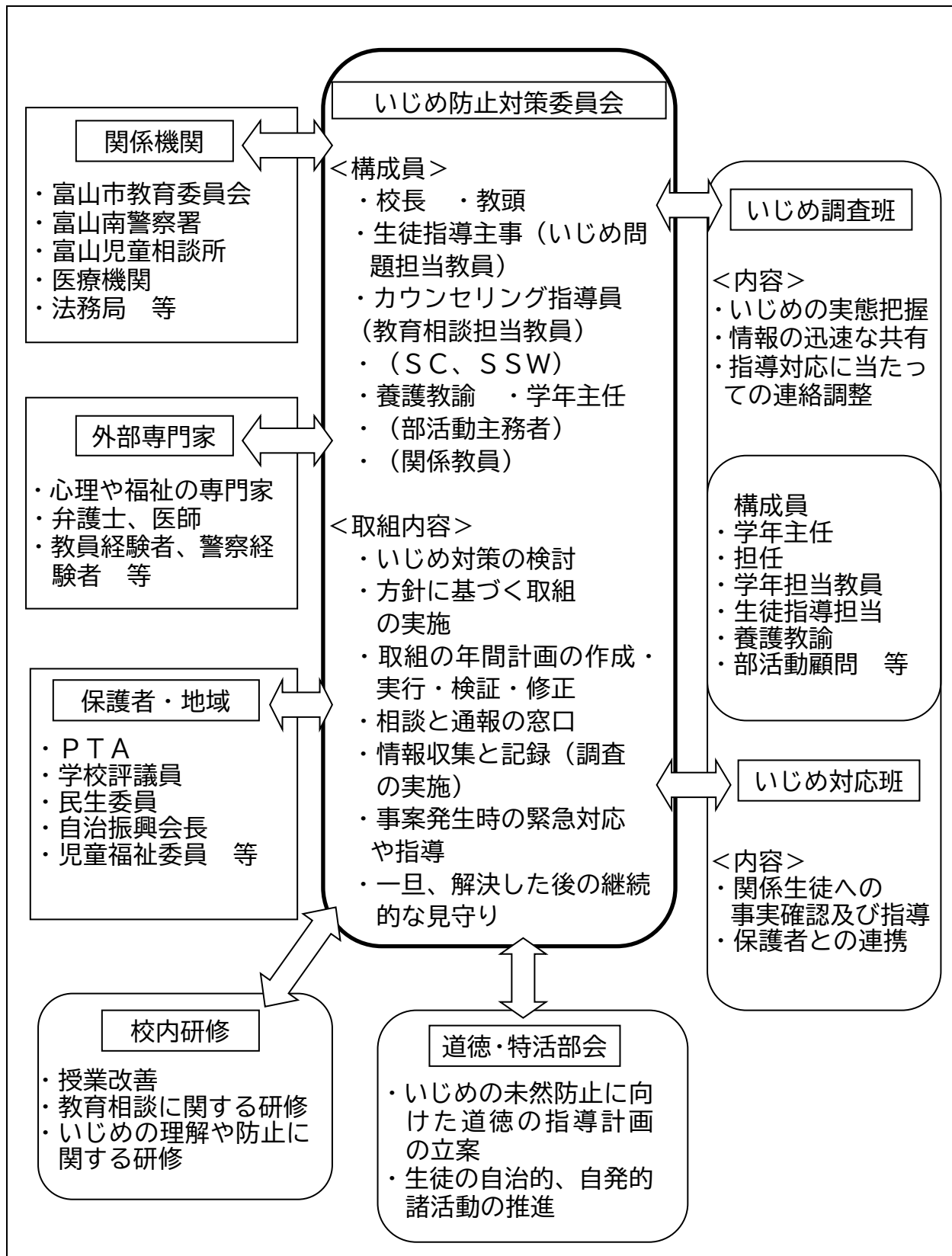
(3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
※参照 ５P【図１ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
７P【「いじめ事案初期対応」実践フロチャート】
- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ⑥ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導することで、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ⑦ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ⑧ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ⑩ インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ⑪ インターネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ⑫ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、通信アプリケーション、メールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ⑬ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表１ 校内いじめ防止対策委員会】

役 職	氏 名	分担１	分担２	備考
校長	小幡 幸治	総 括		
教頭	日吉 竜滋			
生徒指導主事	泉田 裕之	調査班		
カウンセリング 指導員	青江 美記子	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	田中 史			
スクール ソーシャルワーカー	清水 剛志			
担任等関係教員	服部 雄大 中田 雄也 黒川 雄介	調査班	対応班	

「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

気になる事案： 表情が暗い 一人でいる 保護者からの訴え 友人関係の変化 からかいの対象 本人からの相談
頻繁に体調不良を訴える 同僚からの情報 登下校の様子 その他（ ）

具体的な姿： 【 】

いじめかも？

ポイント！

気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

□管理職 □学年主任 □担任 □学年所属 □生徒指導主事 □相談担当 □養護教諭
□部活動顧問 □授業担当等 □SC、SSW等 □その他（ ）

組織で対応

法第23条

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

P10

・保健室では…
・部活動では…
・休み時間には…

□管理職 □学年主任 □担任 □学年所属 □生徒指導主事 □相談担当 □養護教諭
□部活動顧問 □授業担当等 □SC、SSW等 □その他（ ）

・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を掘り下げる。
・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

ポイント！

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

P10

いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

ポイント！

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

○いじめられている子供へ
・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

○いじめている子供へ
・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。
・いじめは絶対に許されないことを理解させる。
○周囲にいる子供へ
・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

P12-14

P36-41

情報の集約・方針検討

事案を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

P10

事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

ポイント！

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

○いじめられている子供の保護者へ
・徹底して守り通すことを伝える。
・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができることを伝える。
○いじめている子供の保護者へ
・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。
・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

P14

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	PTA総会及び学年懇談会での保護者啓発	事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施	いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取組	いじめ実態把握調査 ①学級・学年づくり 人間関係づくり ライフスキル教育、体育大会		ICT安全教室	人権作文課題	
早期発見への取組	さわやかアンケート	さわやかアンケート	さわやかアンケート 教育相談週間	さわやかアンケート 保護者学校評価アンケート	さわやかアンケート

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学園祭等) 3年修学旅行 2年校外学習 1年校外学習		「人権週間」への取組 人権標語			道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組	さわやかアンケート	さわやかアンケート	さわやかアンケート 全教職員との教育相談週間	さわやかアンケート 保護者学校評価アンケート	さわやかアンケート 教育相談週間	さわやかアンケート	さわやかアンケート

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態の疑いがあると認められる事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ① 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

5 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について

- ① 富山市における、いじめ防止に関する助言を行うことを目的として、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家、警察、人権擁護関係機関等の専門的知識及び経験がある者及び教育委員会が、毎年度1回参集し、協議します。
- ② 協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。

(2) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとします。